

# 業務委託仕様書

- 1 件 名 令和7年度植木剪定枝等収集運搬及び処分に係る業務委託（横浜市内）
- 2 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託内容  
公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下、「甲」という。）が、市内の家庭や事業所などから受託する植木剪定、草刈り等業務に伴う剪定枝等（刈り取った枝葉や草など）の収集運搬及び処分を委託します。（以下、受託者を「乙」という。）
- 4 対応エリア  
横浜市内を範囲とします。
- 5 搬出時の剪定枝等の状態および収集方法
  - (1) 甲は、刈り取った枝を50cm程度の長さに切った上で結束し、また、小枝・葉・草はビニール袋に詰め、搬出しやすい状態にします。
  - (2) 乙は、剪定枝等の収集にあたり、剪定枝等の集積場所から収集車までの距離がある場合や階段等がある場合においても同一料金で収集するものとします。
- 6 業務の依頼  
業務の依頼は甲から乙へ、指定様式「植木剪定枝等処分依頼書兼報告書」（様式1）を使用し、FAX送信で行います。
- 7 業務への対応
  - (1) 乙は甲が依頼した日の翌日を起算日として、5営業日以内（令和7年12月25日から翌年1月3日までの間を除く）に業務を実施することとします。
  - (2) 乙は依頼を受けた業務を遂行するにあたり、甲および甲が指定する者との間で収集日時、場所の調整、見積り金額の確認を綿密に行い、対応するものとします。
  - (3) 乙は収集運搬した剪定枝等を横浜市が指定する処分場で適正に処分するものとします。
- 8 作業完了報告  
作業の完了報告は甲の指定様式「植木剪定枝等処分依頼書兼報告書」（様式1）を使用し、乙から甲事務所へFAX送信で行います。
- 9 1台（2t車）あたりの搬出量目安  
45リポリ袋の場合：60袋程度  
70リポリ袋の場合：40袋程度  
剪定枝の束の場合：40束程度
- 10 請求書及び請求内訳書の発行  
乙は対応実績を月末で締め、発注事務所単位に指定様式「請求内訳書」（様式2）と共に、請求書を発行することとします。  
「請求内訳書」（様式2）は当該月翌月の5日までに発行することとします。  
発注事務所単位に指定様式「請求内訳書」（様式2）には略式や独自形式を用いず「植木剪定枝等処分依頼書兼報告書」（様式1）の記載内容に準じExcelの電子データでメールなどを用いて請求書の到着前に発行します。
- 11 支払い  
甲は、請求書受理後30日以内に、乙指定口座に代金を振り込むこととします。

## 12 個人情報保護の遵守

乙は、業務委託の遂行により知り得た甲が指定する者の個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを遵守します。業務委託終了後においても同様とします。

## 13 その他

乙は、業務委託の遂行に当たって本仕様に定めのない事項、疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議のうえ定めるものとします。